

長嶺中学校 PTA 総会資料

2024年度



豊見城市立 長嶺中学校 PTA

〒901-0211 豊見城市字饒波1068番地の2

TEL(098)850-1900

FAX(098)850-1472

HP : jh-nagamine@city.tomigusuku.okinawa.jp

PTAの歌

春西 日条 紅 路 作詞
西古 条関 八裕 十而 補作
古 関 裕 而 作
古 関 裕 而 作

明るくはずんで



はるかぜそよそよ ふくまどに ことりもくるくるとんてくる



あかるいまどーよ ほほえむかおよ



さくらのーはなさくはるのうたー



みんなでいつしよにうたおーよ

PTAの歌

一、春風そよそよ 吹く窓に

小鳥もくるくる とんで来る

明るい窓よ ほほえむ顔よ

さくらの花咲く 春の唄

みんなでいつしよに うたおうよ

二、みどりに輝く 学校が

明るい家庭を よんでいる

希望の町よ 希望の村よ

文化の光に 手をのべて

子供といつしよに すすもうよ

三、あふれる力に 健康に

子供が 呼んでる おどってる

みのりの秋よ もみじの丘よ

こころ楽しい ハイキング

子供といつしよに おどろうよ

四、世界を結んだ 大空に

ひびいて子供の 胸が鳴る

あしたの鐘よ タベの鐘よ

平和で住みよい 日本を

みんなでいつしよに つくろうよ

春 日 紅 路 作詞
西 条 八 十 補作
古 関 裕 而 作

目 次

- ・ 第 1 号議案 令和 5 年度活動報告
- ・ 第 2 号議案 令和 5 年度決算報告
 - 決算書
 - 会計監査報告
 - 派遣費決算書
 - 派遣費監査報告書
- ・ 第 3 号議案 令和 6 年度活動計画（案）
- ・ 第 4 号議案 令和 6 年度予算（案）
- ・ 第 5 号議案 令和 6 年度新役員（案）
- ・ 第 6 号議案 PTA 事務局長及び書記会計運用規程（案）
- ・ その他
 - 長嶺中学校 PTA 会則
 - 長嶺中学校 PTA 組織図
 - PTA 派遣費補助規程

第1号議案

令和5年度 活動報告
(2023年度)

※毎週火曜日10時～ 花キューピット
※毎月1回 市P連・地区P連役員会(会長)
PTA 運営委員会(全役員)
※毎日 朝の立哨ボランティア

4月

5日(水)運営委員会
10日(月)赴任式・始業式
11日(火)入学式
29日(土)授業参観・PTA総会・入部式

5月

1日(月)校内スポレク
13日(土)市PTA連合会定期総会
16日(火)第1回運営委員会
26日(金)地区PTA連合会定期総会

6月

13日(火)第2回運営委員会
14日(水)市単P事務担当者連絡会①
19日(月)耳鼻科検診補助(サポート委員会)

7月

10日(月)第3回運営委員会
20日(木)若き鷹128号発行(広報委員会)
23日(日)豊見城市ハーリー大会

8月

24日(木)～26日(土)日本PTA研究大会(広島大会)

9月

8日(金)市単P事務担当者連絡会②
9日(土)地区陸上差し入れ(サポート委員会)
12日(火)第4回運営委員会

10月

1日(日)環境整備作業
3日(火)若鷹フェスタ
17日(火)第5回運営委員会
20日(金)夜間パトロール(安全活動委員会)
21日(土)地区駅伝大会差し入れ(サポート委員会)
28日(土)～29日(日)九州PTA研究大会(佐賀大会)
29日(日)～31日(火)3年生修学旅行

11月

- 3日(金)「人のこころを動かす服育食育のカラー心理」(生き活き委員会)
- 9日(木)合唱コンクール駐車場係(サポート委員会)
- 14日(火)第6回運営委員会
- 18日(土)島尻地区PTA研究大会(八重瀬大会)
- 19日(日)クリスマスツリー設置(環境整備委員会)
- 30日(木)地区音楽発表会(シュガーホール)

12月

- 2日(土)3学年親子レク
- 6日(水)~8日(金)2学年修学旅行
- 8日(金)役員会及び市P連懇親会
- 12日(火)第7回運営委員会
- 22日(金)若き鷹129号発行(広報委員会)
- 26日(火)クリスマスツリー撤去(環境整備委員会)

1月(2024年)

- 16日(火)第8回運営委員会
- 20日(土)~21日(日)県PTA研究大会

2月

- 9日(金)新入生オリエンテーション
- 15日(木)第9回運営委員会
- 16日(金)市単P事務担当連絡会③

3月

- 8日(金)若き鷹130号発行(広報委員会)
- 9日(土)第44回卒業式
- 12日(火)第10回運営委員会
- 17日(日)環境整備作業
- 18日(月)1学年レク
- 19日(火)2学年レク
- 22日(金)修了式・離任式

第2号議案

令和5年度長嶺中学校PTA決算書

総収入額	4,020,283
総支出額	3,152,560
次年度繰越金	867,723
	単価:円

収入の部

款	項	目	科目	5年度予算	5年度決算	増減額	備考
1	1	1	会費	3,012,000	3,078,500	66,500	世帯×6000円(年額)
2	1	1	雑収入	0	95,515	95,515	貯金利息・過年度会費等
3	1	1	繰越金	846,268	846,268	0	
合計				3,858,268	4,020,283	162,015	

支出の部


款	項	目	科目	5年度予算	5年度決算	増減額	備考
1			運営費	1,400,000	1,322,958	77,042	
	1		会議費	70,000	49,333	20,667	
		1	総会費	20,000	19,646	354	総会資料作成費
		2	役員会費	30,000	29,687	313	定例会のお茶・お菓子等
		3	運営委員会費	20,000	0	20,000	新型コロナウイルスの影響を鑑みて中止のため支出なし
	2		事務費	1,330,000	1,273,625	56,375	
		1	役員手当	186,000	166,000	20,000	会長30,000円・副会長20,000円×4名・事務局長20,000円・ 専門部5,000円×6名・監査3,000円×2名
		2	会計手当	840,000	840,000	0	70,000円×12ヶ月
		3	消耗品費	90,000	85,958	4,042	封筒・コピー用紙・プリンタインク・印刷機インク・その他事務用品
		4	通信運搬費	40,000	24,957	15,043	切手・振込み手数料、携帯電話料金等
		5	備品費	100,000	95,710	4,290	ラミネーター、USB、のぼり等
		6	交通費	44,000	41,000	3,000	会長5,000円 副会長(4名)、事務局長、専門委員長(6名)、書記会計×各3,000円
		7	渉外費	30,000	20,000	10,000	供花・香典等
2			事業費	1,215,000	1,148,722	66,278	
	1		活動費	1,055,000	988,722	66,278	
		1	サポート費	250,000	230,616	19,384	離任職員への贈答品と花、講師料、横断幕 耳鼻科検診お茶、陸上・駅伝選手応援団差入れ
		2	生き生き費	55,000	37,603	17,397	講演会(人のこころを動かす服育と食育のカラー心理)
		3	広報費	270,000	262,240	7,760	PTA新聞発行印刷代(128号、129号、130号発行)
		4	安全活動費	20,000	19,820	180	てくてく登校のぼり等
		5	環境整備費	85,000	80,864	4,136	環境整備作業・草刈り機、ポリッシャーレンタル料、草刈り機ガソリン代等
		6	花キューピット活動費	50,000	50,000	0	花キューピット活動費50,000円(生け花等)
		7	学年レク費	90,000	89,743	257	学年費(30,000円×各学年=90,000円)
		8	活動災害保険費	85,000	77,836	7,164	PTA活動安全会費(150円×502名=75,300円) 労働保険2,536円
		9	研修費	150,000	140,000	10,000	九P・県P・地区P研究大会等(参加費・旅費)
	2		生徒福祉費	160,000	160,000	0	卒業生へのコサージュ・卒業生への花束
3			協力費	690,000	680,880	9,120	
	1		分担金	260,000	250,880	9,120	地区P(385円×502名=193,270円) 市P連(55円×502名+30,000円=57,610円)
		2	部活動費補助	180,000	180,000	0	各部活動(18部)への補助金
			陸上	150,000	150,000	0	地区陸上・地区駅伝
		3	50周年積立金	100,000	100,000	0	50周年事業費として令和3年度より積み立て
4			予備費	553,268	0	553,268	
合計				3,858,268	3,152,560	705,708	


令和5年度長嶺中学校PTA監査報告書

令和5年度長嶺中学校PTAの会計監査の結果について、次のとおりご報告いたします。

1. 期 日 : 令和6年4月18日(木)
2. 場 所 : 長嶺中学校会議室
3. 監査対象 : 令和5年度長嶺中学校PTA決算書、
現金出納簿、収入・支出の内訳簿、現金通帳、証憑書類
4. 監査結果 : 現金出納簿、証憑書類等を照合した結果、経理に
誤りがなく、別紙決算書は適切に処理されていることを認めます。

令和6年4月18日(木)

監査員 赤嶺 英紀 

監査員 大城 和章 

令和6年3月31日付

令和5年度 派遣費決算書

総収入額 ¥4,946,965
 総支出額 ¥1,826,275
 次年度繰越金 ¥3,120,690

単位:円


収入の部		支出の部	
1 前年度繰越金	3,570,937	1 派遣費	
2 生徒徴収金	1,350,000	音楽	10,000
3 雑収入	26,028	国語	15,400
貯金利息	28	社会	17,250
過年度徴収金	26,000	サッカー	679,506
合計	4,946,965	女子卓球	48,000
		女子バドミントン	100,315
		女子バレー	328,930
		男子バレー	219,400
		ダンス同好会	8,000
		中体連	94,000
		個人	305,474
		合計	1,826,275

令和5年度長嶺中学校派遣費監査報告書

令和5年度長嶺中学校・派遣費の会計監査の結果について、次のとおりご報告いたします。

1. 期 日 : 令和6年4月18日(木)
2. 場 所 : 長嶺中学校会議室
3. 監査対象 : 令和5年度長嶺中学校派遣費決算書、
出納簿、収入・支出の内訳簿、現金通帳、証憑書類
4. 監査結果 : 現金出納簿、証憑書類等を照合した結果、経理に
誤りがなく、別紙決算書は適切に処理されていることを認めます。

令和6年4月18日(木)

監査員 赤嶺 英紀 

監査員 大城 和章 

第3号議案

令和6年度活動計画(案)

(2024年度)

※毎月1回 市P連・地区P連役員会(会長)
長嶺中学校運営委員会(全役員)
※毎日 朝の立哨ボランティア
※毎週または隔週 花キューピット活動

4月

11日(木)赴任式・始業式
12日(金)入学式
16日(火)運営委員会(令和5年度役員)
27日(土)長嶺中学校PTA総会

5月

1日(水)校内スポレク大会
11日(土)豊見城市PTA連合会定期総会
18日(土)島尻地区PTA連合会定期総会
未定 第1回運営委員会(令和5年度新役員)

6月

12日(水)第1回市単P事務担当者連絡会
未定 第2回運営委員会

7月

21日(日)豊見城市ハーリー大会
下旬 若き鷹131号発行
未定 第3回運営委員会

8月

22日(木)~24日(土)日本PTA研究大会(川崎大会)

9月

11日(水)第2回市単P事務担当者連絡会
29日(日)環境整備作業(草刈り作業)
未定 第4回運営委員会

10月

9日(水)若鷹フェスタ
18日(金)夜間パトロール
25日(金)~27日(日)九州PTA研究大会(長崎大会)
26日(土)地区駅伝大会
未定 第5回運営委員会

11月

- 6日(水)地区意見発表大会決勝
- 13日(水)校内合唱コンクール
- 30日(土)島尻地区PTA研究大会(豊見城大会)
- 未定 第6回運営委員会
- // クリスマスツリー設置作業

12月

- 下旬 若き鷹132号発行
- 未定 第7回運営委員会
- クリスマスツリー撤去作業

1月(2025年)

- 19日(日)県PTA研究大会(国頭大会)
- 未定 第8回運営委員会

2月

- 7日(金)新入生オリエンテーション
- 12日(水)第3回市単P事務担当者連絡会
- 未定 第9回運営委員会

3月

- 7日(金)第45回卒業式
- 16日(日)環境整備作業(フロアワックスがけ)
- 21日(金)修了式・離任式
- 未定 第10回運営委員会
- // 若き鷹133号発行

第4号議案

令和6年度長嶺中学校PTA予算(案)

収入の部

単価:円

款	項	目	科目	6年度予算	5年度予算	増減額	備考
1	1	1	会費	2,982,000	3,012,000	△ 30,000	497世帯×6,000
2	1	1	雑収入	0	0	0	貯金利息等
3	1	1	繰越金	867,723	846,268		
合計				3,849,723	3,858,268	△ 8,545	

支出の部

款	項	目	科目	6年度予算	5年度予算	増減額	備考	
1	運営費			1,470,000	1,400,000	70,000		
	1	会議費			70,000	70,000	0	
		1	総会費	20,000	20,000	0	総会資料作成費等	
		2	役員会費	30,000	30,000	0	役員定例会のお茶菓子等	
		3	運営委員会費	20,000	20,000	0	各種会議(コピー用紙・お茶菓子等)	
	2	事務費			1,400,000	1,330,000	70,000	
		1	役員手当	186,000	186,000	0	会長30,000円・副会長20,000円×5名・事務局長20,000円・ 専門部6部5,000円×6名・監査3,000円×2名	
		2	会計手当	900,000	840,000	60,000	75,000円×12ヶ月	
		3	消耗品費	90,000	90,000	0	封筒・コピー用紙・ゴム印・プリンタインク・印刷機インク・その他事務用品	
		4	通信運搬費	50,000	40,000	10,000	切手・振込み手数料等	
		5	備品費	100,000	100,000	0	パソコン・プリンター・USB等	
		6	交通費	44,000	44,000	0	会長5,000円 副会長(5名)、事務局長、専門委員長(6名)、会計×各3,000円	
		7	渉外費	30,000	30,000	0	供花・香典等	
2	事業費			1,345,000	1,215,000	130,000		
	1	活動費			1,185,000	1,055,000	130,000	
		1	サポート費	250,000	250,000	0	耳鼻科検診手伝い、地区駅伝大会への差し入れ、横断幕、講師料 離任職員への贈答品と花、県P/地区P/市P総会	
		2	生き生き費	55,000	55,000	0	講演会(講演料・盛り花・お茶菓子等)	
		3	広報費	270,000	270,000	0	PTA新聞発行印刷代(年3,4回発行)インク、紙代	
		4	安全活動費	20,000	20,000	0	生徒指導用品・駐車場係(飲物等)	
		5	環境整備費	85,000	85,000	0	PTA作業(草刈り機・ポリッシャーレンタル代、お茶、お菓子等)	
		6	花キュービッド活動費	60,000	50,000	10,000	校内の生花・季節の飾り付け	
		7	学年レク費	120,000	90,000	30,000	学年費(40,000円×各学年=120,000円)	
		8	活動災害保険費	85,000	85,000	0	PTA活動安全会費(150円×会員数)≒8万 労働保険2,534円	
		9	研修費	240,000	150,000	90,000	日P、県P、地区P研究大会等(研修に関わる参加費・旅費)	
	2	生徒福祉費			160,000	160,000	0	卒業生へのサングラス材料・卒業生へ花束等
3	協力費			660,000	690,000	△ 30,000		
	1	分担金			260,000	260,000	0	地区P(385円×会員数)≒20万 市P連(110円×会員数)≒6万
	2	部活動費補助	部活	200,000	180,000	20,000	各部活動・同好会への補助金	
	陸上		100,000	150,000	△ 50,000	陸上・駅伝への補助金		
	3	周年事業積立金			100,000	100,000	0	50周年事業費として(令和3年度より積立開始)
4	予備費			374,723	553,268	△ 178,545		
合計				3,849,723	3,858,268	△ 8,545		

第5号議案

令和6年度PTA役員(案)

No.	役 職	氏 名
1	会 長	我喜屋 賢
2	副会長(T)	平田 和也
3	副 会 長	津森 重男
4	副 会 長	泉川 涼子
5	副 会 長	安次富 進也
6	副 会 長	
7	事務局長(T)	仲本 陽子
8	書記・会計	松原 槇子
9	サポート委員長	宮城 菊美
10	生き生き委員長	新垣 あき子
11	広報委員長	安里 利江子
12	安全活動委員長	香村 直子
13	環境整備委員長	渡口 直樹
14	監査委員(P)	赤嶺 英紀
15	監査委員(T)	宮城 達子
16	顧 問(T)	新崎 峰子(校長)

PTA事務局長及び書記会計運用規程(案)

豊見城市立長嶺中学校PTA

本規程は、豊見城市立長嶺中学校PTA会則第9条5項に係わる長嶺中学校PTA事務局長及び書記会計の具体的な業務及び運用に係わる規程である。

I 事務局長

1 任期

1年間(4月1日～3月31日)

2 業務内容

- (1) 運営委員会等の運営事務、司会。
- (2) PTA活動に関する学校内での連絡調整。
- (3) その他、庶務処理等。

II 書記会計

1 採用及び任期

- (1) 会長は、役員会に書記会計候補者を推薦し、審議を受けなければならない。
- (2) 書記会計の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。その場合は、役員会の審議を受けるものとする。

2 勤務形態

勤務日は、原則として月、火、木、金の4日間とし、月～火は5時間、木～金は6時間勤務とするが、月88時間(週22時間)を超えない範囲で調整できる。

3 業務内容

- (1) PTA活動に係わる諸会費及びその他徴収金の出納に関すること。
- (2) PTA活動に係わる諸公文(お知らせ、案内等)の作成に関すること。
- (3) PTA活動に係わる学校外との連絡調整。
- (4) PTA活動に係わる資料等の整理及び保管。
- (5) PTA会議室の管理。
- (6) PTA運営委員会における議事の記録。
- (7) その他、会長が認めるもの。

4 手当

~~70,000円(1ヶ月)×12ヶ月＝840,000(1年間)~~

75,000円(1ヶ月)×12ヶ月＝900,000(1年間)

5 その他

- (1) PTA事務局長と随時連絡調整を行い、業務を円滑に進めること。
- (2) 本規程の改定については、PTA運営委員会で審議し、PTA総会での議決を得ること。

改正 平成22年 4月 1日

改正 平成24年 4月28日

改正 平成27年 4月29日

改正 平成31年 4月21日

改正 令和 6年 4月27日

長嶺中学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、長嶺中学校PTAと称し、事務所を長嶺中学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、会員相互の教養を高め、教育に対する理解を深めると共に、家庭と学校、地域社会が一体となり、生徒の健やかな成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1、会員相互の理解と親睦を図る。
- 2、教養を高めるための研修に関する事項。
- 3、家庭と学校との緊密な連絡により、生徒及び青少年の生活を指導する事項。
- 4、生徒のよりよい教育環境の整備に関する事項。
- 5、生徒の学力向上に関する事項。
- 6、その他本会の目的達成に必要な事項。

第3章 方針

第4条 本会は、次の方針に従って行動する。

- 1、教育を本旨とする民間団体として活動する。
- 2、青少年の教育や福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 3、特定の政党や宗教にかたよることなく、また、専ら営利を目的とするような行為は行わない。
- 4、本会または本会役員の名で、公私の選挙候補者を推薦しない。

第4章 会員

第5条 本会は、長嶺中学校に在学する生徒の保護者と、長嶺中学校教職員及び本会の主旨に賛同する者をもって会員とする。

第5章 役員

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 5名(保護者4名、教頭)
- 3、監査員 2名
- 4、顧問 若干名
- 5、事務局長、書記会計

第7条 本会の役員は、次の方法で選出する。

- 1、会長、副会長、監査員は総会で選出する。
- 2、顧問、事務局長、書記会計は会長が委嘱する。

第8条 役員任期は、次のとおりとする。

正副会長、監査員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠によって就任した者は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員任期は、次のとおりとする。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を統括して運営する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3、監査員は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
- 4、顧問は、本会の諸問に答える。
- 5、事務局長及び書記会計は、庶務を処理し、議事の記録、金銭の出納にあたる。

(別紙運用規定で定める)

第6章 機関

第10条 本会は、会活動を円滑にするために、次の機関を置く。

- 1、総会
- 2、運営委員会
- 3、役員会
- 4、各種委員会
- 5、学年委員会
- 6、支部長会(各自治会)
- 7、部活動保護者会長会

第11条 総会は、本会の最高議決機関で、会員をもって構成する。定期総会は年1回、5月末までに開催する。ただし、運営委員会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

第12条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- 1、会務の報告
- 2、決算の承認
- 3、事業計画案の審議
- 4、予算案の審議
- 5、会則の改廃
- 6、役員を選出
- 7、その他本会の目的達成に必要な事項

第14条 運営委員会は、正副会長、各種委員会の正委員長、事務局をもって構成する。

第15条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、会長が招集し、次の事項を審議する。

- 1、総会に付議すべき事項の審議
- 2、決算及び予算案の審議
- 3、追加更生予算案の審議決定
- 4、会則の改廃の審議
- 5、事業計画案の審議
- 6、総会より委任された事項の審議
- 7、緊急事項の審議決定
- 8、その他本会の目的達成に必要な事項

第16条 役員会は、正副会長、事務局長で構成する執行機関で本会の企画運営にあたり、次のことを行う。

- 1、本会の事業を具体化し、執行に関しての分担を決定し、予算の配分と事業の実施計画を作成する。
- 2、総会、運営委員会の提案事項の企画
- 3、各種委員会によって立案された事業計画案の推進
- 4、総会、運営委員会の決定事項について具体化し、執行する。
- 5、各機関の推進力となり、会の運営について研究し、実践する。
- 6、その他緊急事項の処理に関する事

第17条 各種委員会は、次のとおり設ける。

- 1、サポート委員会
各学校行事等のサポート
- 2、生き生き委員会
研修、講演会、映写会、その他家庭教育、成人教育に関する事項。
- 3、広報委員会
広報紙、チラシ、しおり作成、教育環境調査等。
- 4、安全活動委員会

校内外における生活指導と安全指導、地域生徒の育成、青少年健全育成等。

5、環境整備委員会

校地校舎、花園等の整備、植樹、地域社会の美化浄化等に関する事項。

花キュービッド部会

情操教育の一環として、季節や行事にあった校内の装飾に関する事項。

第18条 各学年委員会は各学年委員、各学年主任、副会長とで構成し、各学年レクのもち方や学級間の調整等について協議する。

第19条 各自治会に支部を置き、支部長は本会運営に協力する。

第20条 各支部長は、次の事項を行う。

- 1、本会から委任された事項。
- 2、子供会の育成を図る。
- 3、教育懇談会の計画と実践。
- 4、地域社会の浄化、環境の整備に努める。
- 5、校外指導の方法、安全指導等に関する事。
- 6、その他地域独自の文化活動や健全育成に関する事。

第21条の2 部活動保護者会長会は、各部活動の保護者会長会をもって構成する。

第22条 学校長は、各集会に出席し、意見を述べるができる。

第7章 会計及び諸帳簿

第23条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。会費は6,000円とする。

第24条 本会の会費は、総会において決定しPTA会計に納める。

第25条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第26条 本会は、次の帳簿を備える。

- 1、会則
- 2、会員名簿
- 3、会議録
- 4、PTA沿革史
- 5、役員名簿
- 6、会計簿
- 7、会費徴収簿
- 8、寄付者名簿

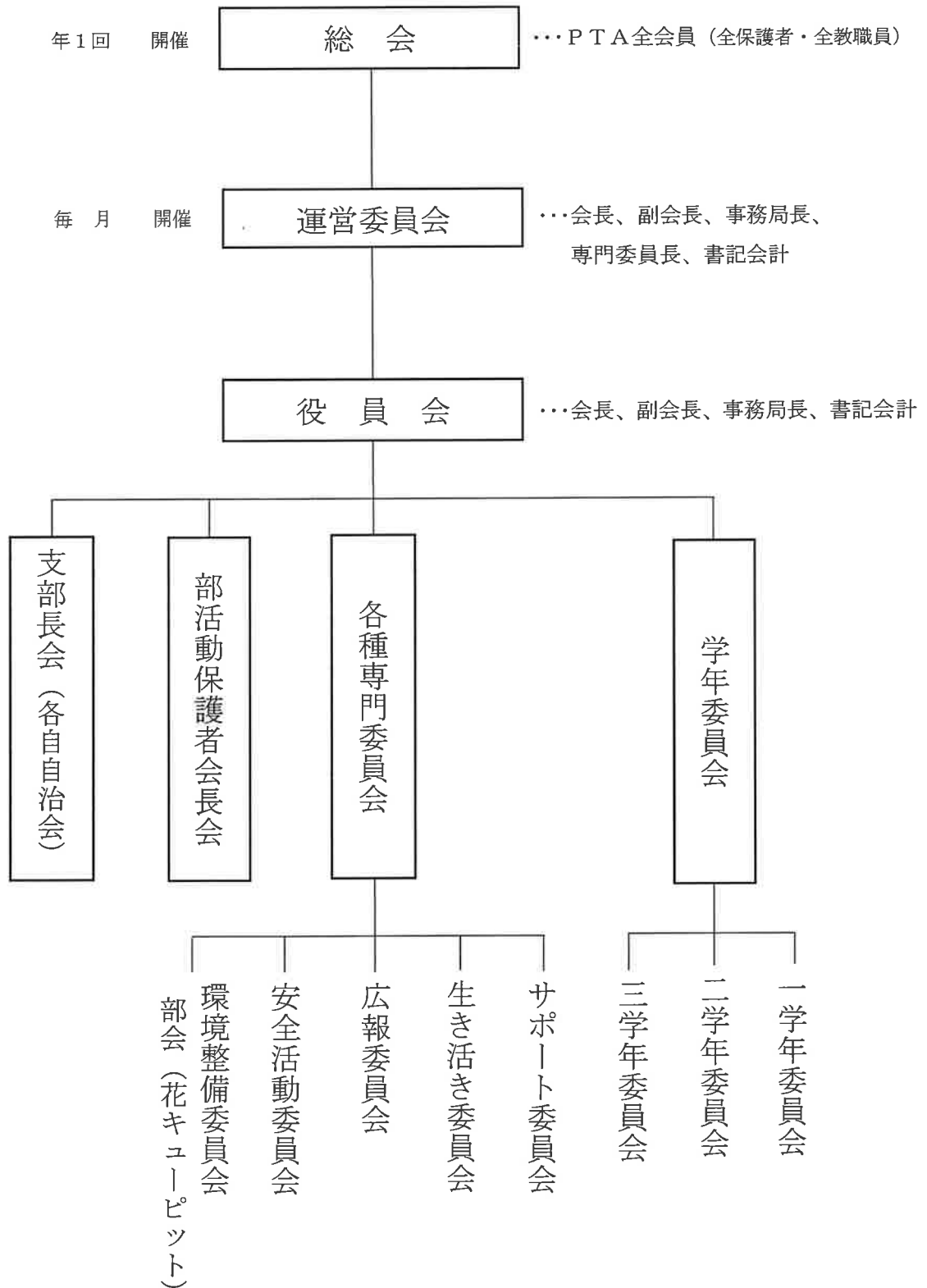
第27条 予算の執行にあたり不足が生じた場合は、会長の了解のもと、予算額の範囲内で款項目の流用ができる。

第8章 付則

本会則は、昭和55年5月10日に制定し、昭和55年4月1日より執行する。

改正	平成 2年	5月27日	
改正	平成 7年	5月 6日	
改正	平成 8年	4月20日	
改正	平成 9年	4月19日	
改正	平成12年	4月15日	
改正	平成14年	4月19日	
改正	平成18年	4月30日	
改正	平成20年	4月19日	
改正	平成22年	4月18日	
改正	平成24年	4月28日	
改正	平成26年	4月26日	第6章 14条
改正	平成29年	4月22日	第6章 17条
改正	平成30年	4月30日	第6章 10条、17条、21条の2
改正	平成31年	4月21日	第5章6条、7条、9条、第6章 16条
改正	令和 5年	4月29日	第6章17条の1、4、第18条

長嶺中学校PTA組織図



※ 拡大運営委員会 (年1回 開催) … 会長、副会長、事務局長、正副専門委員長、
学年主任、書記会計

PTA派遣費補助規程

長嶺中学校PTA

(趣旨)

第1条 この規程は、本校の生徒が本校を代表として、若しくは地区大会又は県代表としてスポーツ競技、文化活動、親善交換事業等のために、島外又は県外に派遣される場合、市教育委員会の補助を受けたものについて、その他の経費の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 派遣費を補助する対象は、次に該当するものとする。

- 1 県大会で代表権を得て、市教育委員会からの補助金の交付を受けたもの。
- 2 文化活動若しくは親善交換事業等で、本校代表及び県代表として参加する場合に市教育委員会からの補助金の交付を受けたもの。
- 3 その他、学校長・PTA三役及び部顧問代表で協議して認めたもの。

(補助内容)

第3条 補助する内容は次の通りとする。

- 1 宿泊費及び交通費(航空賃、船賃、電車賃、バス賃等)は、実費より市教育委員会が発行する「補助金確定通知書」の概ね半額(1/2)を補助する。
- 2 弁当代・飲み物代等の雑費については個人負担とする。但し、その他の必要がある場合は学校長、PTA三役及び部顧問代表協議して認めたものについては支給するものとする。
- 3 派遣する生徒の人数は原則として大会主催者が定めた登録人数とし、その分だけを補助する。
- 4 県費負担のない監督、コーチの旅費は2名の範囲で実費を補助する。
ただし、予算の範囲内とする。

(残余金処理)

第4条 派遣費の積立金と残余金の使途は次の通りとする。

- 1 残余金は、原則としては継続して積み立てる。
- 2 残余金の使途は、学校長及びPTA三役で協議して決定する。

付則

- 1 この規程の管理運用は学校長に一任する。
- 2 離島及び本島北部で宿泊を要する大会に参加する場合はこの規程に準ずる。
- 3 この規程に問題が生じた場合は学校長、PTA三役及び部顧問代表で協議する。
- 4 この規程は平成26年4月1日より施行する。

改正 平成31年4月21日